

## モントリオール日本語補習校校則

### 第一条(目的)

モントリオール補習校校則(以下校則)はモントリオール日本語補習校(以下補習校)における教育の基本方針を定めると共に、本校の円滑な運営の達成を目的として制定する。

### 第二条(教育の方針)

モントリオール近隣在住の日本において継続して教育を受ける事を希望する子女に日本政府の定める教育課程に沿った授業を日本語で提供することを、また、その子女が帰国後日本の小学校また中学校の授業に十分適応できうるだけの学力養成を、本補習校の基本方針とする。

### 第三条(クラス編成)

1. クラスは原則として以下の次の九クラスとする。

クラス1 小学1年生	クラス2 小学2年生
クラス3 小学3年生	クラス4 小学4年生
クラス5 小学5年生	クラス6 小学6年生
クラス7 中学1年生	クラス8 中学2年生
クラス9 中学3年生	

2. クラス編成の変更を行う場合、運営委員会は教務会との事前協議を行わなくてはならない。また、その変更にあたり、運営委員会は保護者総会または臨時保護者総会を開催し、その了承を得なくてはならない。

### 第四条(授業科目)

授業科目は以下の科目を基本とする。

小学1年生、2年生	国語、算数、生活科
小学3年生-中学3年生	国語、算数(数学)、理科、社会

### 第五条(授業)

1. 開校日は原則として年間40日とし、授業時間は毎週土曜日午前9時から午後3時30分とする。1時限50分とし、1日6時限とする。
2. 開校日または授業時間等の大幅な変更が必要となった場合、運営委員会は教務会との事前協議を行わなくてはならない。また、その変更にあたり、運営委員会は保護者総会または臨時保護者総会を開催し、その了承を得なくてはならない。

## 第六条(授業料および入学金)

1. 授業料額および入学金額は“授業料に関する規定”で別途定めるものとする。
2. 運営委員会は授業料額および入学金額の変更を行う事ができる。

## 第七条(入学、編入および退学手続き)

入学、編入または退学手続きは必要書類を運営委員会宛に提出する事によってなされる。

## 第八条(入学および編入時の審査)

1. 入学または編入希望の児童に対して、教員または運営委員による面接等を行うことができる。
2. 入学または編入の可否は、当該児童の学力またその他の要素を勘案し、教務会と運営委員が協議の上決定するものとする。
3. 入学または編入希望の児童、その保護者、教員および運営委員会との協議の上、運営委員会は当該児童に対し体験入学を一授業日のみ、認めることができる。

## 第九条(入学後の生徒評価)

1. 教員は適時生徒の学力評価を行い得るものとし、特定の生徒に学力上の問題があると教員が判断した場合、教員は必要な指導を当該生徒およびその保護者に与え得るものとする。
2. 教員が、教務会の定めた学力評価基準(出席日数を含む)に従い、ある特定の生徒に進級または在学上問題があると判断した場合、教務会および運営委員会での協議の上、運営委員会は当該生徒を教務会が定めた年限内で退校させることができるものとする。

## 第十条(自宅待機、停学および退校処分)

補習校のクラス運営に支障を来すような行為、また、他学童への精神的または肉体的な苦痛を与える行為が特定の生徒によって行われた場合、運営委員会は教務会の定めた基準に従い、当該生徒を自宅待機、停学または退校処分にする事が出来る。

### 第十一条(保護者の役割)

1. 保護者は当番、クラス連絡委員および行事委員等、補習校運営上必要な任にあたるものとし、また、これらの任にあたる事がその子女の補習校在籍の条件となる。
2. 保護者は、その子女が授業に対応できるよう、家庭学習の充実を図り、また、そのために最大限努力するものとする。
3. 運営委員会は教務会との協議の上、必要に応じて、保護者にその子女の授業中の監視を要請し得るものとする。

### 第十二条(事故発生時の最終責任)

補習校在籍中の生徒および保護者引率により来校中のその兄弟、または補習校関連行事に参加中の生徒および保護者引率により同行事に参加中のその兄弟に事故が発生した場合、その最終責任は当該生徒の保護者に帰すものとする。

### 第十三条(保護者の権利)

1. 保護者は補習校の運営方針または教育に係わる疑問に対し、運営委員会、教務会または各正教員に説明を求める事ができる。
2. 保護者は補習校の授業内容を適切に把握する権利を有し、運営委員会はそのための機会を保護者に与えるものとする。

### 第十四条(保護者同意書)

保護者は年度初頭の指定された期間内に保護者同意書を運営委員会宛に提出しなくてはならない。提出の無い場合は、退校したものと見なす。

### 第十五条(改正)

運営委員会および教務会は“校則”の改正を提起できるものとし、また、保護者は保護者総会に於いて“校則”の改正を提起できるものとする。この提起に従い、運営委員は改正案を作成するものとし、運営委員会に於いて改正の可否を決するものとする。

### 第十六条(想定外事由の発生)

“校則”想定外事由が発生した場合、運営委員会は教務会との協議の上、これに適切に対応するものとする。

平成17年3月12日発効  
 平成21年2月28日改正  
 平成21年3月26日改正